

品種登録制度について

高橋 信 慶*

抄 録 品種登録制度は、植物の新品種を育成した者に対し、知的財産権の一つである育成者権を付与し、その権利を保護することにより、植物の新品種の育成の振興を図る制度である。品種登録制度においては、特許制度と類似する点が多くある一方で、植物を保護対象としていることなどから、特徴的な点も有している。

Q 1 品種登録制度とは、どのような制度ですか？

A 1 品種登録制度は、植物の新品種の育成者に対し、知的財産権の一つである育成者権を付与し、その権利を保護することにより、植物の新品種の育成の振興を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする制度です。

2006年度の品種登録の出願件数は1,290件、登録件数は1,235件であり、EU、米国に次ぐ、世界第3位の件数となっています。

Q 2 品種登録制度の沿革について説明してください。

A 2 1961年、西欧諸国を中心として、植物の新品種の国際的な保護制度を定めた「植物の新品種の保護に関する国際条約」(UPOV条約)が締結されました。わが国も同条約に加入すべく準備を進め、1978年、新品種の名称登録制度を定めていただけであった農産種苗法を全面改正して(旧)種苗法と改め、品種登録制度を導入した上、1982年に同条約に加入しました。1991年に育成者権の強化等を内容とするUPOV条約の改正が行われたことから、わが国は、1998年に改正条約の内容に準拠した

(現)種苗法に全面改正し、品種登録者が「育成者権」という法的権利を有することを明確化しました。その後、育成者権の保護強化の観点から、2003年及び2005年に種苗法の改正が行われ、育成者権の経済的価値が広く認められるようになり、さらに、2007年にも、育成者権侵害訴訟における民事訴訟法の特則規定の整備、罰則の引上げ、表示の適正化等の改正が行われています。

Q 3 品種登録制度と特許制度とは、どのような関係にありますか？

A 3 植物の新品種については、理論的には、特許権及び育成者権のいずれも取得することが可能です。もっとも、現在では、特許については、植物の新品種自体(品種レベル)を対象とするものはほとんど見られず、遺伝子の機能解明、遺伝子組換え等による新規植物(科、属、種レベル)やその作出方法を対象としているのに対し、品種登録については、植物の新品種を対象とするものとして、両制度の対

* 農林水産省 生産局種苗課 法令専門官
Deputy Director (Legal Charge) ATTORNEY
Plant Variety Protection and Seed Division
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
Nobuyoshi TAKAHASHI

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

象の整理がされていると考えられます。

Q 4 品種登録は、誰が、どのような植物について受けることができますか？

A 4 品種登録を受けることができる者は、新品種を育成した者又はその承継人です。育成とは、人為的変異又は自然的変異に係る特性を固定し、又は検定することをいい、変異の原因を人為的変異に限定していないことは、品種登録制度の一つの特色といえます。

品種登録制度の保護対象は、栽培される種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類その他種苗法施行令で定めるきのこです。

Q 5 品種登録の要件には、どのようなものがありますか？

A 5 品種登録の要件は、①区別性…公然知られた他の品種と特性により明確に区別されること (Distinctness)、②均一性…同一の世代にある植物体の特性が十分類似していること (Uniformity)、③安定性…繰り返し繁殖させた後においても特性の全部が変化しないこと (Stability)、④品種名称の適切性…品種の名称が既存品種の名称や登録商標等と紛らわしいものでないこと (Suitability of denomination)、⑤未譲渡性…出願品種の種苗又は収穫物が出願の日から一定期間さかのぼった日前に業として譲渡されていないこと (Novelty) です。

種苗法は、特許要件である進歩性は要件とされていません。これは、品種登録制度では、進歩的な新品種の育成だけでなく、特に草花類や鑑賞樹については、多彩な新品種の育成も重要であると考えられているからです。

Q 6 品種登録の審査は、どのように行われますか？

A 6 新品種の育成者が農林水産大臣あてに品種登録の出願をすると、農林水産

省生産局種苗課に所属する審査官は、願書等を確認した上、名称の適切性、未譲渡性の各要件を具備しているか否かについて審査します。その後、区別性、均一性及び安定性といった植物体の特性に関する実質的審査(特性審査)を実施します。この特性審査に当たっては、原則的に、独立行政法人種苗管理センターにおいて栽培試験(出願者から提出された出願品種と対照品種とを同一条件下で栽培し、調査する方法)を実施させるほか、現地調査(出願者に出願品種と対照品種とを同一条件下で栽培させ、審査官が現地に赴いて調査する方法)を実施することとなっており、特許等の場合と異なり、書類審査のみで判断されるのは例外的な場合となっています。

Q 7 種苗法上、優先権制度が設けられていますか？

A 7 種苗法は、UPOV条約締約国又は特定国での最初の出願日の翌日から1年以内に日本に出願し、その出願と同時に優先権を主張した場合には、締約国等での出願日から日本での品種登録出願日までの間に同一品種又は特性により明確に区別されない品種について品種登録出願等があっても、品種登録を妨げる事由とはならないとする優先権制度が設けられています。

Q 8 品種登録出願について出願公表がされた場合、どのような効果が生じますか？

A 8 品種登録出願の受理後、遅滞なく(通常、受理日から3、4か月後)、出願品種の内容について公表(出願公表)が行われます。出願公表後、出願者は、書面を提示して警告したときには、品種登録後に、警告後品種登録前に出願品種等を業として利用(生産、譲渡、輸出入等)した者に対し、利用料相当額の補償金の支払を請求することができます(仮保

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

護制度)。出願公表中の品種であることを知って業として利用した者に対しても同様に補償金の支払を請求することができます。

Q 9 従業者等が育成した品種については、どのように取り扱われますか？

A 9 従業者等が育成者した品種（職務育成品種）については、従業者等と使用者等との間における育成者の地位の承継、従業員等に対する対価の支払などに関して、職務発明について規定した特許法第35条とおおむね同様のルールが定められています。

もっとも、育成者権の場合、特許権の場合と比べて許諾料収入が高額とはなっておらず、対価が争いになった事例は生じておりません。このため、2004年の特許法改正により特許法35条において追加された、従業員等に対する対価の支払に関する事項について、現在のところ、種苗法の規定の整備は行われていません。

Q 10 育成者権の権利内容や存続期間は、どのようになっていますか？

A 10 品種登録により発生する育成者権は、登録品種及びこれと特性により明確に区別されない品種を業として独占的に利用することができる権利であり、その存続期間は、品種登録の日から25年（果樹等の永年性植物については30年）です。

品種の利用とは、具体的には、登録品種の種苗について、生産（種苗を増殖する行為）、調整（きょう雑物の除去、精選等）、譲渡・その申出、輸出入又はこれらの行為をする目的をもってする保管をすること、収穫物・政令で定める一定の加工品について、生産、譲渡若しくは貸渡し・それらの申出、輸出入又はこれらの行為をする目的をもってする保管をすることをいいます。ただし、収穫物については、種苗の段階で、加工品については、種苗及び収穫物の段

階で、それぞれ権利を行使する適当な機会がなかったことを要します。

育成者権の効力は、新品種の育成等の試験研究目的のためにする品種の利用等の場合には及ばないこととされています。また、農業者が正規に購入した登録品種の種苗を用いて収穫物を得て、その一部を次期作の種苗として使用（種苗の生産に該当する。）すること（農業者の自家増殖）は、契約で別段の定めをした場合又は省令で定める栄養繁殖植物（現在81種属）を除いて、原則として、育成者権が及ばないこととされています。さらに、登録品種等の種苗、収穫物又は加工品が育成者権者の意思に基づき譲渡された場合には、育成者権の効力は、種苗の生産や当該植物を保護対象としていない国に輸出する場合を除いて、その譲渡された種苗等の利用には及ばないこととされています（権利の消尽）。

Q 11 登録品種を業として利用したい場合、どのようにすればいいですか？

A 11 小売店等で育成者権の消尽した種苗を購入する場合等を除いて、種苗の生産を含めて登録品種を業として利用する場合、育成者権者との間で許諾契約を締結して、利用権の設定を受ける必要があります。利用権には、専用利用権（契約の範囲内で排他的独占的に利用することができる権利）、通常利用権（契約の範囲内で利用することができる権利）があります。

Q 12 品種登録に対する不服申立て制度について説明してください。

A 12 品種登録制度においては、無効審判制度は設けられていません。

農林水産大臣による品種登録の処分不服がある者は、行政不服審査法に基づき、農林水産大臣あてに異議申立てをすることができ、種苗

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

法上、その手続について特則（異議申立ての期間制限がない等）を定められています。また、異議申立てを経ることなく、行政事件訴訟法に基づき、裁判所に品種登録処分取消訴訟を提起することもできます。

Q 13 育成者権が侵害された場合、どのような救済措置がありますか？

A 13 育成者権が侵害された場合、特許権の場合と同じように、民事上の救済措置として、差止請求、損害賠償請求、信用回復措置の請求をすることができ、故意に育成者権を侵害した者は、刑事罰（特許権侵害罪と同じ水準）の対象となります。

育成者権が侵害された場合、侵害状況や登録品種と疑似品種との同一性ないし類似性の証明が必要となりますが、通常、これらの証明は容易ではありません。独立行政法人種苗管理センター所属の品種保護Gメンは、品種類似性試験の実施、育成者権侵害状況記録の作成、証拠品の保管等の支援業務を実施しています。品種類似性試験においては、一部の植物についてDNA品種識別技術が開発・利用されています。

Q 14 品種登録制度上、特許制度と比較して特徴的な点はありますか？

A 14 品種登録制度においては、登録品種の種苗を業として譲渡又はその申出をする場合には、当該登録品種の名称を使用しな

ければならず、他方、同一又は類似の種類に属する登録品種以外の品種の種苗を業として譲渡等する場合には、当該登録品種の名称を使用してはならないこととされています。

また、特許法は、発明を保護対象とし、その保護範囲は「特許請求の範囲」の記載に基づき定められます。これに対し、種苗法は、現実に存在する植物体の集団である品種を保護対象とし、その保護の範囲は、当該集団に属するか否かにより判断されます。品種登録簿の特性表は、審査官が栽培試験等の結果に基づき、登録品種の重要な特性をまとめたものにとどまり、直接的に権利の範囲を画するものではありません（現物主義）。

Q 15 種苗法についての今後の改正の予定について説明してください。

A 15 種苗法については、育成者権の保護・強化の観点から、2003年、2005年及び2007年と順次改正が行われています。今後も、品種保護制度の運用状況等を検討しながら、必要な改正を行っていく予定です。特に、農業者の自家増殖については、UPOV条約上、原則として育成者権が及ぶものとされており、種苗法の規定とは原則・例外が逆になっていることから、わが国における自家増殖の実態を慎重に調査した上、改正の要否・内容を検討していくこととしています。

（原稿受領日 2007年10月16日）